

答申第156号

令和8年(2026年)8月24日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 徳 満 直 亮



札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護
審査会条例第2条第1項第2号の規定に基づく諮問について（答申）

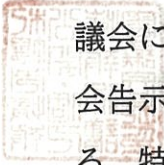
令和8年6月26日付け札幌地第146号をもって諮問のありました下記の件について、
裏面のとおり答申します。

記

令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務における特定個人情報
保護評価書の第三者点検について

答

申



特定個人情報ファイルを保有しようとするに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、審議会において特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号）第10に定める適合性及び妥当性の観点から第三者点検を実施したところ、特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるため、審議会として妥当であると判断します。